

佐賀県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年八月二十四日から平成二十二年九月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の別
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字小路七〇七番一地从先から 鹿島市大字納富分字永吉良九九七番一地从先まで	後 三七・一 七・六
	鹿島市大字納富分字小路七〇七番一地从先から 鹿島市大字納富分字永吉良九〇二四番一三地从先まで	後 一三・四 六・九
	鹿島市大字山浦字久保甲一六一六番一地从先から 鹿島市大字納富分字永吉良九八一番五地从先まで	後 三三・一 一三・〇
	鹿島市大字山浦字久保甲一六一六番一地从先から 鹿島市大字納富分字永吉良九八一番五地从先まで	前 四三・八 六・九
県道 山浦肥前鹿島停車場線	鹿島市大字山浦字久保甲一六一六番一地从先から 鹿島市大字納富分字永吉良九八一番五地从先まで	後 五二〇・五
	鹿島市大字山浦字久保甲一六一六番一地从先から 鹿島市大字納富分字永吉良九八一番五地从先まで	前 五二四・六
	鹿島市大字山浦字久保甲一六一六番一地从先から 鹿島市大字納富分字永吉良九八一番五地从先まで	後 四六六・〇
	鹿島市大字山浦字久保甲一六一六番一地从先から 鹿島市大字納富分字永吉良九八一番五地从先まで	前 四六六・〇
		延長 メートル